

ショッピングスキップ払い特約

第1条（総則）

- モデルクレジット株式会社（以下、「当社」という。）所定の会員規約（以下、「会員規約」という。）に定める会員は、ショッピングスキップ払い特約（以下、「本特約」という。）に定めるショッピングスキップ払いを利用することができます。なお、本特約における用語は、会員規約における用法に従うものとします。
- 会員は、当社が別途定める期日までに会員が支払方法の変更を希望するショッピング利用を特定して申し出、当社が認めた場合、ショッピング利用代金の支払方法を、ショッピング1回払いからショッピングスキップ払いに変更することができます。会員が支払方法の変更を行った場合、カード利用日にショッピングスキップ払いの指定があったものとします。
- 会員は、1回のショッピング利用代金の一部についてのみ支払方法を変更することはできません。また、当社が指定する利用代金については、ショッピングスキップ払いへの変更はできません。

第2条（利用可能枠）

ショッピングスキップ払いの利用可能枠は、会員規約「第1章 一般条項 第8条 カードの利用可能枠」に定める利用可能枠に基づくものとします。

第3条（支払い）

- 会員が第1条第2項に従いショッピングスキップ払いを指定した場合、ショッピング利用代金額に、本特約第4条に定める手数料率を乗じた手数料を加算した金額を、ショッピング1回払いの請求月の翌月から請求月の6か月後の月までのうちから会員が指定した月（以下、「スキップ指定月」という。）の約定支払日に一括（1回）して支払うものとします。
- 会員は、ショッピングスキップ払いに関する債務の支払いについて、会員規約「第2章 カードショッピング条項 第7条 カードショッピングの支払金の繰上返済等」に基づき一括で支払うことができます。一括して支払う金額は、本特約に基づく債務の全額とします。

第4条（スキップ払い手数料率）

本特約に定めるスキップ払いの手数料率は月利1.50%（実質年率18.00%）とし、スキップ指定月ごとに設定するものとします。

◆ スキップ手数料率

スキップ月数	1か月	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月
手数料率(月利)	1.50%	3.00%	4.50%	6.00%	7.50%	9.00%

第5条（支払停止の抗弁）

会員は、支払方法をショッピングスキップ払いに変更して購入した商品もしくは割賦販売法に定める指定権利または役務（以下、併せて「商品等」という。）について、会員規約「第2章 カードショッピング条項 第6条 支払停止の抗弁」第1項各号の事由が存する商品等について、同条の定めに従い、当社への支払いを停止することができるものとします。但し、同条第5項の各号に加え、ショッピングスキップ払いの対象となった1回のカード利用における支払総額が4万円に満たないときは支払いを停止することはできないものとします。

第6条（遅延損害金）

会員が、第3条第1項に基づき支払うべき約定支払額をスキップ指定月の約定支払日に支払わなかった場合には、約定支払額に対しその翌日から完済に至るまで、また、会員規約に基づき当社に対して負担する債務につき期限の利益を喪失した場合には、残債務全額に対し期限の利益を喪失した日の翌日から完済に至るまで、ショッピングスキップ払いに関しては法定利率、その他の支払方法については、会員規約「第2章 カードショッピング条項 第4条 遅延損害金」に定める利率を乗じた遅延損害金を支払うものとします。

第7条（期限の利益喪失）

会員は、ショッピングスキップ払いによるショッピング利用代金に基づく債務については、会員規約に基づき会員が支払うべき約定支払額（第3条第1項に基づき支払うべき約定支払額を含む。）の支払いを遅滞し、当社から20日以上の相当な期間が定められた書面により催告を受けたにもかかわらず、当該書面に記載された期限までに支払わなかったときに期限の利益を喪失するものとします。なお、会員規約「第1章 一般条項 第9条 期限の利益の喪失」第2項に該当する場合は、キャッシングサービス、ショッピング利用の未払債務全額について、当然に期限の利益を失い、当該未払債務の全額を直ちに支払うものとします。